



伊東 秀浩 議員

中町多目的広場の 早期整備を

「平成23年度に実施予定」

議員 中町多目的広場は下戸田地区の貴重な市有地で、多様な目的に供されている。地元町会や住民の方々から、ボール遊び等の安全対策についての要望が多数出されているが、青少年の居場所づくりの一端としても早期の整備が必要ではないか。



議員 中町多目的広場は下戸田地区の貴重な市有地で、多様な目的に供されている。地元町会や住民の方々から、ボール遊び等の安全対策についての要望が多数出されているが、青少年の居場所づくりの一端としても早期の整備が必要ではないか。

財務部長 雨水貯留池としての機能と災害時における防災ヤードを維持しつつ、子どもたちがボール遊びのできる広場機能を追加する整備を平成23年度に行いたい。具体的には、①高さ10メートル程度のナイロン製ネットを、広さはテニスコート2面程度のスペースの四方を囲む防球ネットの設置②高さ1メートル程のメッシュフェンス



▲安心してボール遊びができるね…中町多目的広場

議員 かつて青少年には遊び場や健全なたまり場が多数あったが、社会の変化とともに青少年を取り巻く環境は大きく変化し、居場所がなくなっています。室内外を問わず、青少年の

青少年の居場所づくりの取り組みは

子ども青少年部長 青少年のニーズに対応した居場所の整備が必要で、今後は放課後子ども教室の増設や、既存の公共施設の有効な利用方法を検討し、室内外を問わず、新たな青少年の居場所を創出したい。



議員 米飯給食の大切さが再認識され、積極的な取り組みが全国的に広がっている。戸田市でも①米飯

給食に炊きたてのご飯を増やしては

「まずは全国平均を目指す」

酒井 郁郎 議員

給食の回数増②自校で炊きたてご飯を出すなど工夫してはどうか。

教育部長 自校式調理を未実施の学校では、業者が炊飯したご飯を



▲みんなでおいしくいただきます！

使用しており、変更予定はない。米飯給食の回数は全国平均を目標

議員 指定管理者（市施設の管理受託者）の選定や評価の基準があ

指定管理者の選定は

に増やしたい。
議員 自校式調理に切り替え済みの学校で、ご飯がおいしくなったという評判もある。食育にはおいしさも重要。配慮願いたい。

いまいではないか。①選定委員会メンバーの過半が市職員である②指定管理者の更新の際、公募となっていない③外部評価が行われていない④評価結果の情報が提供がないなどの課題を改善し、質の向上につなげるべきではないか。

市民生活部長 適正な審査の上で実施している。
議員 まごころ収集（移動困難な方のためのごみ収集事業）は、利用要件が厳しいため、困っていても利用できない方が多数いると聞いている。実態調査をお願いしたい。

まごころ収集は

鈴木 麗子 議員

市のホームページで 市内企業製品のPRを

「特設サイトで優良推奨品等の掲載を検討」



議員 インターネットでの企業情報発信は有効であり、ネットの利用者は今後も拡大が見込まれる。頑張る市内企業の優良推奨品等を市のホームページで積極的に取り上げるとともに、各企業の魅力的なホームページ作りへの技術支援をしては。

市民生活部長 産業構造や経済情勢の変化の中、市ホームページ利用の情報発信は事業者にも閲覧者にも有効と考える。今後、特設サイトを市のホームページに作り、市内企業製品のPRの充実を検討する。また、動画等も取り入れた企業ホームページ作りの支援も商工会と連携し啓発・指導したい。

オリエンテーション合宿で中一ギャップ支援を

議員 中学入学後、学校生活になじめず苦しむ不応状況は、長期欠席・不登校の発生につながっている。こうした中一ギャップの軽減と仲間づくり支援のため、オリエンテーション合宿を行う教育機関が増えている。入学直後の不安軽減や仲

間づくり支援を初年次教育として取り入れてはどうか。
教育部長 円滑な中学校への接続を目指し取り組んできた。オリエンテーション合宿も人間関係に効果があると思う。小中の接続方法等も検討したいが、一学年で2回の合宿は費用や授業時数の関係で難しい。しかし、効果ある取り組みとして校



※中一ギャップ…小学校から中学校に進学したときに、学習内容や生活リズムの変化になじむことができず、いじめが増えたり不登校になったりする現象。

減免申請時の同居者への 同意書提出はやめよ

「今後研究をしていく」

本田 哲 議員

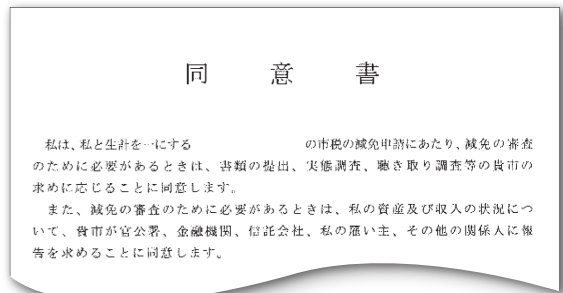
議員 市は、市民税の減免申請時に、同居者がいる者に、同居者の財産調査等を行うことに同意す

る「同意書」の提出を求めている。個人に課せられている市民税の減免申請で、このような同意書の提出は必要ないと考える。①同居者に財産等があ

った場合に、代わりに支払いを求めているのか。②同意書の提出を求める理由は何か。

議員 法的な根拠は。財務部長 地方税法に減免の根拠があり、減免基準を作っている。議員 地方税法に、同居者に対する財産調査等を行うてよとする文章はあるのか。財務部長 明確には書かれていない。任意の調査である。

議員 法的根拠のない、



同居者への財産調査等はやめるべきである。財務部長 今後、他市の状況も見て研究する。議員 研究ではなく、根拠がないことを市民に課すのはやめるべきである。個人に課せられている市民税の減免は、市の減免基準に照らして、申請者のみの調査で減免を認めるように強く要望する。

財産調査を求める同意書▲